

公益財団法人那須塩原市文化振興公社における寄附金制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人那須塩原市文化振興公社（以下「公社」という。）への寄附金の受入手続、管理の方法等を定めることにより、寄附金の適正な運用を図ることを目的とする。

(寄附金の管理運用)

第2条 この要綱に基づき寄附された寄附金は、公益財団法人那須塩原市文化振興公社定款第4条第1項第1号から第3号に掲げる事業の実施に必要な財源に充てるものとする。

2 寄附金は、適正な募集経費を控除し使用することができるものとする。この場合、適正な募集経費は、寄附金額の30%以下でなければならない。

(寄附金の受入等)

第3条 この要綱に基づく寄附の受入は随時行うものとする。

2 寄附の申出をする者は、寄附申込書（様式第1号）を提出するものとする。

3 理事長は、寄附金を受領したときは、遅滞なく、礼状及び寄附金受領証明書（様式第2号）を発行するものとする。

(寄附の辞退)

第4条 理事長は、寄附が次の各号のいずれかに該当する場合又はそのおそれがある場合には、当該寄附を辞退しなければならない。

(1) 国、地方公共団体、公益法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に規定するもの以外の個人若しくは団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合

(2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税を不法に免れる結果となる場合

(3) 寄附金の受入に起因して、公社に著しく資金負担が生じる場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、関係法令その他公社の業務の遂行上支障があると認められる場合又は公序良俗に反するものと認められる場合

2 理事長は、前項の規定による取扱をした場合は、その決定の理由及び経過を記録しなければならない。

(寄附台帳の作成)

第5条 寄附金の適正な管理を図るため、寄附金台帳（様式第3号）を整備するものとする。

(報告)

第6条 公社は、寄附金に関する収支及び事業実施内容その他の状況を年1回寄附者に報告しなければならない。ただし、ホームページによる公表をもってこれに代えることができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、寄附金制度の運用に関し必要な事項は理事長が別

に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号

寄 附 申 込 書

公益財団法人那須塩原市文化振興公社
理事長 様

金額 金 _____ 円

上記の金額の寄附を申し込みます。

なお用途については、公益財団法人那須塩原市文化振興公社定款第4条第1項第1号から第3号に掲げる事業を希望します。

令和 年 月 日

(ふりがな)

氏 名 (法人の場合は、代表者の役職・御芳名を御記入ください。)

団体名 (個人様の場合は、御記入は不要です。)

住 所 〒

電話番号

寄附予定日 令和 年 月 日

寄附の方法 振込 ・ 現金書留 ・ 現金 (いずれかに○をつけてください)

公表の取扱 公表可 ・ 公表不可

※公表の際は、御寄附いただいた方の御芳名(法人等については、団体名)のみを掲載させていただく予定です。

寄 附 金 受 領 証 明 書

住 所 _____

氏 名 _____

寄附金額 _____ 円

上記の金額を受領いたしました。

令和 年 月 日

〒325-0026

栃木県那須塩原市上厚崎490番地

公益財団法人那須塩原市文化振興公社

理事長

印

寄 附 金 台 帳

受付年月日	寄附者氏名	寄附者住所	寄附金額	備 考
年 .			円	領収書No.____
年 .			円	領収書No.____
年 .			円	領収書No.____
年 .			円	領収書No.____
年 .			円	領収書No.____
年 .			円	領収書No.____
年 .			円	領収書No.____
年 .			円	領収書No.____
年 .			円	領収書No.____
年 .			円	領収書No.____

記入上の注意

- 受付年月日は、寄附金を受領した日を記載すること。